

国立大学法人福島大学と伊達市との相互協力協定書

国立大学法人福島大学と伊達市（以下「両者」という。）は、相互の人的・知的資源を活かした連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、福祉、まちづくり、人材、教育、産業等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）社会福祉の増進に関する事項
- （2）まちづくりの振興に関する事項
- （3）地域人材の育成に関する事項
- （4）教育・文化・スポーツの振興に関する事項
- （5）地域産業の発展に関する事項
- （6）自然・環境の保全に関する事項
- （7）その他両者が必要と認める事項

（秘密保持）

第3条 この協定に基づき、両者が知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく活動のために必要となる経費は、両者による協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに両者のいずれかから異議の申し立てがない場合は、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、両者による協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自その1通を保持する。

平成31年1月30日

福島県福島市金谷川1番地

国立大学法人福島大学長

中井勝己

福島県伊達市保原町舟橋180番地

伊達市長

須田博行